

上天草・宇城水道企業団 平成27年度水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

上天草・宇城水道企業団では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、今後検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう公表することにしました。

1 基本方針

(1) 検査地点

昨年度と同様に水質基準が適用される構成市の各配水池（8箇所）の流入部直前と、浄水場の入口及び出口、更には取水口の遙拝堰においても行います。

(2) 検査項目（別表参照）

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び構成市の各配水池に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために、上天草・宇城水道企業団が独自に行う水質項目とします。

(3) 検査頻度

各配水池では、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、2-メチルイソボルネオール及びジエオスミンの検査を月1回行います。その他水質基準項目については、年4回行います。

浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するため、着水井・混和地・ろ過池・浄水池で別表（2）に掲げる検査を1日1回以上行います。浄水においては、各配水池と同様に水道法に基づく毎月検査を行い、水質基準項目についても同様に年4回行います。水質管理目標設定項目とダイオキシン類の検査は年1回行います。

原水においては水質基準項目の他に、クリプトスポリジウム、シアマジアの検査を年4回、クリプトスポリジウム指標菌の検査を毎月行い、水質管理目標設定項目とダイオキシン類の検査は年1回行います。また、取水地点での水質検査を毎月2回行います。

浄水場及び各配水池へ送水している水は、水質基準を十分に満足していることから将来的に検査頻度を緩和できる検査項目も出てくるのではないかと考えられます。

2 水道事業の概要

球磨川を水源とし、球磨川遙拝堰より熊本県八代工業用水の未利用水から上水に転用（平成10年6月29日水利使用許可）した水を1日最大24,364^m³取水し、八代浄水場で浄水処理した水道水を宇城地域2市（宇土市、宇城市【松橋町、小川町、豊野町】）及び天草地域2市（上天草市【大矢野町、姫戸町、龍ヶ岳町】、天草市【倉岳町】）の4市の各配水池に、約12.2km（一部海底送水管約7km）の送水管で1日最大21,050^m³供給しています。

各配水池への供給量及び浄水施設の概要は次のとおりです。

供給量

地域	市 町 名	供給量（ ^m ³／日）	地域	市 町 名	供給量（ ^m ³／日）
宇 城	宇土市	4,000	天 草	上天草市大矢野町	3,000
	宇城市松橋町	5,950		上天草市姫戸町	1,000
	宇城市小川町	3,650		上天草市龍ヶ岳町	2,050
	宇城市豊野町	500		天草市倉岳町	900
	小 計	14,100		小 計	6,950
合 計		21,050			

浄水施設概要

浄水場名	八代浄水場	
所在地	熊本県八代市郡築一番町139番3	
敷地面積 (㎡)	5,832	
原水の種類 (環境基準類型)	表流水 (球磨川) (河川A類型)	
処理能力 (㎥/日)	標準	21,050
	最大	22,700
管理棟	RC造 地下1階 地上3階 A≒2,275㎡ 地階：浄水池・送水ポンプ室 1階：着水井・混和地・電気室・自家発電機室・薬品注入室他 2階：中央監視室・水質計器室・水質検査室・事務室・会議室・書庫他 3階：換気機械室・吸排気ダクト	
着水井	RC造 1池 4.5m×4.0m×3.4m	
混和地	RC造 1池 4.0m×4.0m×3.0m	
フロック形成池	RC造 1池 14.8m×11.5m×3.4m/池	
沈殿地	RC造 1池 23.7m×13.9m×3.4m/池	
急速ろ過池	RC造 自然平衡型動力式 10池 3.6m×6m/池	
洗浄排水池	RC造 2池 11.7m×9.0m×2.9m/池	
浄水池	RC造 2池 11.6m×24.6m×3.8m/池	
汚泥処理設備	濃縮槽 2池 加圧脱水機 1台 汚泥搬出設備他	
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理、後塩素処理	
浄水の採水位置	浄水場及び構成市町各配水池	

3 水道の原水及び水道水の状況

水道水の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目を示しました。

原水の状況

	球磨川系
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨等による濁水発生 ・ 畜舎排水 ・ 生活雑排水 ・ 油類等による突発汚染事故
水質管理上注目すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 色度 ・ 臭素 ・ pH値 ・ アルカリ度 ・ クリプトスポリジウム ・ ダイオキシン類

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 検査地点

(1) 構成市各配水池

各配水池の流入部直前に検査地点が確保できるように採水用水栓を設け、計8箇所を設定しました。
また、水道法に基づく1日1回行う検査は、当企業団は用水供給事業のため実施しておらず、各構成市が実施しています。

(2) 浄水場の入口（原水）と出口（浄水）

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口（原水）と出口（浄水）も検査地点とします。

また、水道法に基づく1日1回行う検査は、水質の変化にもすぐに対処できるように、着水井・混和地・ろ過地・浄水池の4箇所を設定しています。

(3) 取水地点

河川水質の長期的把握のため、検査地点としています。

(4) その他

水質管理上の観点から、各配水池のほかに送水施設（中継ポンプ場等）も自己検査（残留塩素、pH値等）地点としています。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される構成市町各配水池入口及び浄水場における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

水質基準項目（別表1）について検査します。検査は厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

毎日検査項目（別表2）については、当企業団現有の分析機器で浄水場運転管理受託者の職員が検査を行います。

水質管理目標設定項目（別表3）についても検査します。検査は水質基準項目と同様に厚生労働大臣登録検査機関に委託します。また、水質管理目標設定項目の農薬類については、別表4に掲げる120項目について検査を行います。

その他に、ダイオキシン類、クリプトスポリジウムとジアルジア、クリプトスポリジウム指標菌の検査及び河川水の監視のための水質検査（BOD他8項目：別表5）も行います。

イ 検査頻度

水質基準項目検査については、四半期ごとに1回とし、年4回行います。別表（1）の項目の中で、Mの文字が記されている項目については、月1回行います。

水質管理目標設定項目とダイオキシン類については、原水（着水井）及び浄水（浄水池）を年1回行い、クリプトスポリジウムとジアルジアについては、原水（着水井）を年4回行い、クリプトスポリジウム指標菌については、原水（着水井）を毎月1回行います。

また、河川水監視のための検査については、毎月2回行います。

別表1 水質基準項目 ※水質基準項目以外の検査実施項目

番号	検査項目	基準値	検査頻度 回/年			備考		
			各配水池	浄水場出口 (浄水)	浄水場入口 (原水)			
1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	4	M	病原生物の代替指標	
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	4	M		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4		無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4			
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	4	4	4			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4		一般有機物	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4			
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4			
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	—			消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	—			
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	—			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	—			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	—			
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	—			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	—			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	—			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	—			
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	—			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	—		着色	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	4	4			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	4	4			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4		味	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	4	4		着色	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	4	M	味	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	4	4			
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4		発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	4	4			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	12	4	M	カビ臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	12	4	M		
44	非陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	4	4		発泡	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	4	4	4		臭気	
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	4	M	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	4	M	基礎的性状	
48	味	異常でないこと	12	12	4	M		
49	臭気	異常でないこと	12	12	4	M		
50	色度	5度以下	12	12	4	M		
51	濁度	2度以下	12	12	4	M		
※	クリプトスポリジウム	—	—	—	4			
※	ジアルジア	—	—	—	4			
※	クリプトスポリジウム指標菌	—	—	—	12	M		

別表2 毎日検査項目

番号	検査項目	検査頻度 回/年				備考
		浄水場 (着水井)	浄水場 (混和池)	浄水場 (ろ過池)	浄水場 (浄水池)	
1	濁度	365	365	365	365	水道法施行規則 第15条第1項 第1号による
2	色度	365	365	365	365	
3	残留塩素	—	365	365	365	
4	水温	365	365	365	365	
5	pH値	365	365	365	365	
6	アンモニア性窒素	365	—	—	—	
7	電気伝導率	365	365	365	365	
8	アルカリ度	365	—	—	365	
9	臭気	365	—	365	365	
10	味	—	—	—	365	

別表3 水質管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値	検査頻度 回/年	検査方法
			浄水場出口 (浄水)	
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して, 0.02mg/L以下	1	水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-ICP法 ICP-MS法
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して, 0.002mg/L以下(暫定)	1	ICP-MS法 固相抽出-ICP法
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して, 0.02mg/L以下	1	フレイムレス-原始吸光光度法 ICP法 ICP-MS法
4	削除	削除		削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	PT-GT-MS法 HS-GC-MS法
6	削除	削除		削除
7	削除	削除		削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	1	PT-GT-MS法 HS-GC-MS法
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	溶媒抽出-GC-MS法
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	1	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフィーポストカラム吸 光光度法
11	削除	削除		削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	1	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフィーポストカラム吸 光光度法
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1	溶媒抽出-GC-MS法
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1	溶媒抽出-GC-MS法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和 として、1以下	1	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg/L以下	1	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 電流法 吸光光度法 連続自動測定機器による吸光光度法 ポーラログラフ法

番号	検査項目	目標値	検査頻度 回/年	検査方法
			浄水場出口 (浄水)	
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	1	フレイム原子吸光度法 ICP法 イオンクロマトグラフ法 滴定法
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して, 0.01mg/L以下	1	フレイム原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1	滴定法
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1	滴定法
23	臭気強度(TON)	3以下	1	官能法
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	1	重量法
25	濁度	1度以下	1	比濁法, 透過光測定法, 連続自動測定機器による透過光測定法, 積分球式光電光度法, 連続自動測定機器による積分球式光電光度法, 散乱光測定法, 透過散乱法
26	pH値	7.5程度	1	ガラス電極法, 連続自動測定機器によるガラス電極法
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし, 極力0に近づける	1	計算法
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	1	R2A寒天培地法
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して, 0.1mg/L以下	1	フレイムレス原始吸光度法 ICP法 ICP-MS法

別表4 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象リスト

番号	農薬名	用途	目標値	検査方法
			(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05	PT-GC-MS法, HS-GC-MS法
2	2,2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08	LC-MS法
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.03	固相抽出-HPLC法, 固相抽出-LC-MS法
4	EPN【注1】	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
5	MCPA	除草剤	0.005	LC-MS法
6	アシュラム	除草剤	0.2	固相抽出-HPLC法, 固相抽出-LC-MS法
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	LC-MS法
8	アトラジン	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
9	アニロホス	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	LC-MS法
11	アラクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
12	イソキサチオン【注1】	殺虫剤	0.008	固相抽出-GC-MS法
13	イソフェンホス【注1】	殺菌剤	0.001	固相抽出-GC-MS法
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	固相抽出-HPLC-ポストカラム法 溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法
18	インダノファン	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS法, LC-MS法
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	殺菌剤	0.006	固相抽出-GC-MS法
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	固相抽出-GC-MS法

番号	農薬名	用途	目標値	検査方法
			(mg/L)	
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
23	エンドスルファン (ベンゾエピン) 【注2】	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	LC-MS法
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS法、LC-MS法
26	オリサストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出GC-MS法
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006	固相抽出GC-MS法
28	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	固相抽出GC-MS法
29	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.3	
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05	固相抽出-HPLC法、HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS法
31	カルプロパミド	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-LC-MS法
32	カルボフラン	代謝物	0.005	HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
34	キャプタン	殺菌剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
35	クミルロン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法
36	グリホサート 【注3】	除草剤	2	誘導体化-HPLC法、HPLC-ポストカラム法
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	LC-MS法
39	クロロニトロフェン (CNP) 【注4】	除草剤	0.0001	固相抽出-GC-MS法
40	クロロピリホス 【注1】	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
42	シアナジン	除草剤	0.004	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
46	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	固相抽出-GC-MS法
47	ジクワット	除草剤	0.005	固相抽出-HPLC法
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03	
50	ジチオカルバメート系農薬 【注5】	殺虫剤・殺菌剤	0.005	(二硫化炭素として)
51	ジチオピル	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS法
52	シハロホップブチル	除草剤	0.006	固相抽出-GC-MS法
53	ジマジン (CAT)	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
54	ジメタメトリン	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
56	シメトリン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
57	ジメビペレート	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
58	ダイアジノン 【注1】	殺虫剤・殺菌剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
59	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	固相抽出-LC-MS法
60	ダゾメット	殺菌剤	0.006	
61	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	LC-MS法
62	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	固相抽出-LC-MS法
64	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	固相抽出-HPLC法、固相抽出-LC-MS法
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
66	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
67	トリクロピル	除草剤	0.006	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
68	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
69	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.08	固相抽出-LC-MS法
70	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出-GC-MS法
71	ナプロパミド	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
72	パラコート	除草剤	0.005	
73	ピベロホス	除草剤	0.0009	固相抽出-GC-MS法
74	ピラクロニル	除草剤	0.01	
75	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
76	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	LC-MS法
77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出-GC-MS法
78	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法

番号	農 薬 名	用 途	目標値	検 査 方 法
			(mg/L)	
79	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-GC-MS法
80	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	固相抽出-LC-MS法
81	フェニトロチオン (MEP) 【注6】	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
82	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・雑菌材	0.03	固相抽出-GC-MS法
83	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
84	フェンチオン (MPP) 【注6】	殺虫剤	0.006	固相抽出-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法
85	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	固相抽出-GC-MS法
86	フェントラザミド	除草剤	0.01	LC-MS法
87	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
88	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
89	ブタミホス【注1】	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
90	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
91	フルアジナム	殺菌剤	0.03	LC-MS法
92	ブレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
93	プロシミドン	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法
94	プロチオホス	殺虫剤	0.004	
95	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
96	プロピザミド	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
97	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.05	固相抽出-LC-MS法
98	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
99	ベノミル	殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
100	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
101	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	LC-MS法
102	ベンゾフェナップ	除草剤	0.004	LC-MS法
103	ベントゾン	除草剤	0.2	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
104	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
105	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-LC-MS法
106	ベンフルラリン (ベスラジン)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
107	ベンフレセート	除草剤	0.07	固相抽出-GC-MS法
108	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
109	馬拉チオン (マラソン) 【注1】	殺虫剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
110	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
111	メソミル	殺虫剤	0.03	HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法
112	メタム (カーバム)	殺虫剤	0.01	
113	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.06	固相抽出-GC-MS法
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
116	メトミノストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法
117	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法
118	メフェナセート	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
119	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
120	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS法

【注1】 EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス及び馬拉チオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキソソンの濃度と合計して算出すること。

【注2】 エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェード) の濃度と合計して算出すること。

【注3】 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) と合計して算出すること。

【注4】 クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出すること。

【注5】 ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、テウラム、ポロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

【注6】 フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキソンスルホキシド及びMPPオキソンスルホンの濃度と合計して算出すること。

別表5 河川水監視のための水質検査項目

番号	検査項目	検査頻度 回/月	備考
1	水温	2 回	検査については企業団で実施
2	濁度	2 回	検査については企業団で実施
3	pH値	2 回	検査については企業団で実施
4	電気伝導率	2 回	検査については企業団で実施
5	DO（溶存酸素）	2 回	検査については企業団で実施
6	BOD（生物化学酸素要求量）	2 回	検査については登録検査機関に委託
7	TOC（全有機炭素）	2 回	検査については登録検査機関に委託
8	アンモニア性窒素	2 回	検査については企業団で実施
9	SS（浮遊物質）	2 回	検査については登録検査機関に委託

6 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」）により行います。

それ以外の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

毎日水質検査は、自己検査（浄水場運転管理受託者の職員が実施）とし、水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の検査は、厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。

7 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- (2) 浄水処理の過程で異常があった場合。
- (3) 送水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。

8 水質検査の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、当企業団の事務所で閲覧できるほか、当企業団ホームページに掲載します。

主な検査結果は、当企業団ホームページなどに掲載するとともに、より詳しいデータは水質年報（水質検査結果一覧表等）を作成して公表します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたりその測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、金属類では変動係数（CV）が10%以下、有機物では20%以下の水質検査を行います。また、委託先である検査機関の精度管理実施状況及び結果を定期的に確認します。

(2) 信頼性保証

標準作業手引書による作業のマニュアル化を行い、水質検査の信頼性を確保します。また、委託先である検査機関の立入検査等を行い、検査実施状況を確認することにより信頼性の確保に努めます。

10 関係者との連携

水泉等で水質汚染事故が発生した場合、河川管理者、熊本県、関係事業者等と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じ、必要に応じて水質検査を行い、浄水場で適切な対応をすることで安定的に安全で良質な水道用水を供給します。

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せ下さい。

皆様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先

上天草・宇城水道企業団

〒869-0445 熊本県宇土市浦田町97番地

TEL 0964-22-6733 FAX 0964-22-6734

E-mail : kamiama-ukisuido.ne.jp